

ニューカレドニア政府による外出制限に係る新たな措置(4月20日以降)(新型コロナウイルス関連)

#### 【ポイント】

4月16日(木)、ニューカレドニア政府は、外出制限に係る新たな措置を発表しました。4月20日(月)以降、各種措置が変更となる予定ですので、ご確認ください。

- 4月20日(月)から、外出時に、特例外出証明書を準備する必要はなく、レストランを含め大部分の商業活動を再開することができる。
- 50人以上の集会は、引き続き2週間禁止。スポーツや文化的イベントも同期間中開催することはできず、レジャー活動(バー、ナカマル、ディスコ、ビンゴ、映画、ゲームセンター等)は引き続き閉鎖する。
- ニューカレドニアへの入国制限措置及び全ての入国者に対する厳格な自主隔離措置は、引き続き実施する。国際線フライトは、ニューカレドニア人の帰還目的以外では引き続き停止、旅客船は禁止する。
- 学校再開について、南部州では、公立私立を問わず、小学校、中学校、高校を再開する。北部州及び島嶼州では、学校の再開日程等の詳細について追って発表される予定。  
詳細については、ニューカレドニア政府の発表をご確認ください。

#### 【本文】

##### 1 ニューカレドニア政府の外出制限に係る新たな措置

4月16日(木)、ニューカレドニア政府は、外出制限に係る新たな措置を発表したところ、ポイントは以下のとおりです。

- (1)現在新型コロナウイルスの(累計)感染者数は18名だが、内14名は完治し、過去12日間において新たな感染者は見つかっていない。また過去数週間にわたって検査キャンペーンを実施しており、かかる状況を勘案の上、我々は、4月20日(月)から5月3日(日)(同日含む)まで新たな段階に入る。
- (2)4月20日(月)から、外出時に、特例外出証明書を準備する必要はない。感染予防策及び社会的距離を維持することを遵守しつつ、(仕事、学校、個人スポーツ、公園、海岸、漁業、狩猟等の目的において)自由に外出をすることができる。
- (3)レストランを含め大部分の商業活動を再開することができる。理髪店等、顧客と直接的な物理的コンタクトがある職種においては、マスクの着用を義務付ける。
- (4)一方、50人以上の集会は、引き続き2週間禁止。スポーツや文化的イベントも同期間中開催することはできない。葬式等の宗教的行事の実施については、明日以降に関係者と協議予定。
- (5)レジャー活動(バー、ナカマル、ディスコ、ビンゴ、映画、ゲームセンター等)は引き続き閉鎖する。公共及び民間の施設(スポーツセンター等)を使用したり、団体でのスポーツ活動

は禁止する。

(6)ニューカレドニアへの入国制限措置及び全ての入国者に対する厳格な自主隔離措置は、引き続き実施する。国際線フライトは、ニューカレドニア人の帰還目的以外では引き続き停止、旅客船は禁止する。

(7)脆弱な人々は可能な限り外出制限措置を尊重すること。

(8)今後は、3つの期間に分けられる。まず4月19日(日)までは、外出制限措置を厳格に維持する。次に、4月20日(月)から5月3日(日)までは新たな措置を実施する。5月4日(月)以後は、特段の支障が出なければ、感染予防策や社会的距離等を遵守し、ニューカレドニアへのアクセスを制限するという原則を維持しつつ、(通常の)活動を再開することが可能となろう。

詳細については、以下のリンク先をご参照ください。

○ニューカレドニア政府発表

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19/Declarations-du-Haut-commissaire/Declaration-du-Haut-commissaire-au-sujet-de-l-adaptation-des-mesures-de-confinement>

## 2 学校の再開に係る今後の予定

(1)南部州では、公立私立を問わず、小学校、中学校、高校を再開する。先ず4月20日(月)及び21日(火)に学校関係者・教師のために学校を再開、22日(水)から生徒のために再開する。4月22日(水)から30日(木)までの期間は半数の生徒のみ集める(注:4月22日、23日、24日はグループ1、27日、28日、29日、30日はグループ2といった二部制導入)。学校から保護者に対して関連情報の連絡がいく。学校の輸送手段(バス等)、寄宿舎、給食(カンティーン)、デイケアは通常どおり運営する。

(2)北部州及び島嶼州では、学校の再開日程等の詳細について追って発表される予定。

(3)グランゼコール準備クラス及びBTSの生徒は、別途教育機関関係者からの指示がない限りにおいて通常に再開する。研修制度(stage)は5月11日(月)までは実施されない。

### 【参考になるサイト】

○ニューカレドニア政府(新型コロナウイルス特設ページ)

<https://gouv.nc/coronavirus>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_nc.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html)

**【問い合わせ先】**

●在シドニー日本国総領事館

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

●在フランス日本国大使館

Ambassade du Japon en France

7, avenue Hoche 75008 Paris

代表電話:01-4888-6200(海外からは+33-1-4888-6200)

Web : [https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [consul@ps.mofa.go.jp](mailto:consul@ps.mofa.go.jp)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>